

村井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、核兵器廃絶の取り組みなどについてであります。

本市におきましては、これまでも日本非核宣言自治体協議会や原水爆禁止運動

福山推進連盟などの活動を通し、核兵器のない平和な社会の実現に向けて取り組んできたところであります。

今後とも、「平和非核都市福山宣言」の趣旨をふまえ、核武装の廃絶と恒久平和を求める諸施策の推進に努めてまいります。

また、我が国の今日の繁栄と平和を築くことができたのは、平和の理念を明記した憲法が、大きな役割を果たしてきたものと考えております。

国においては、今後とも平和の精神を尊重し、国民の生命と生活の安全を基底とした慎重な議論がなされるよう願うものであります。

以上

次に、連携中枢都市圏構想についてであります。

連携中枢都市圏構想は、人口減少社会においても、基礎自治体の人々の暮らしを支えられるよう、地域経済の活性化を始め、都市機

能や住民サービスについて、広域で連携・役割分担して取り組むことで、より一層効果的なものとするものであります。

圏域ビジョンにつきましては、節目で市議会に御報告するとともに、産学官民で連携し、幅広い分野から御意見をいただきながら、圏域を対象にパブリックコメントも実施する中で、策定いたしました。連携協約につきましても、去る3月に各市町の議会で御審議・御可決いただき、締結したところであります。

また、取り組み経過等については、市の広報やホームページを通じて、周知するなど、連携中枢都市圏構想の取り組みにつきましては、十分に住民等に説明をする中で進めてまいりました。

今後とも、6市2町で連携する中で、人口減少といった大きな壁を乗り越え、「豊かさが実感でき、いつまでも住み続けたい備後圏域」の実現に努めて参りたいと考えております。

次に、立地適正化計画についてであります。

少子高齢化に加え大都市圏への人口の流出等により、地方都市の急激な人口減少が想定されており、本市も例外ではありません。

人口密度を維持するとともに、市民の生活に必要な医療・福祉・教育などの都市機能を確保する拠点を、公共交通網で結ぶことで、

都市の魅力を維持向上させていかなければなりません。

そのため、立地適正化計画は、居住を促し人口密度を維持する区域と、その区域内の市民の生活に必要な都市機能を維持する区域などをあらかじめ示すことで、ライフステージにあわせた選択肢を提案するものであり、居住の移転を強制するものではありません。

したがって、国の制度においては、これに伴う補償などの支援措置は設けられておりません。

計画の策定に当たっては、今年度行なう基礎調査の結果を踏まえ、正確な情報を市民に発信するとともに、市民意見の反映や合意形成に努めてまいりたいと考えております。

次に、国保行政についてであります。

まず、財政支援の拡充についてであります。

2015年度（平成27年度）当初予算においては、保険基盤安定繰入金について、影響額として、約4億円増の予算措置を講じ、被保険者1人当たりの保険税額を約4,700円抑制したところであります。

次に、保険税の引き下げについてであります。

このたびの税率改定に当たっては、所得割に係る税率について、政令の改正に基づき課税限度額を改定し、中間所得層の負担軽減に努めるとともに、収支の状況や被保険者の所得状況を踏まえ、決算剰余金見込み額を最大限活用し、予算の引き下げ額とほぼ同額を引き下げたものであります。

さらなる抑制を行うことは、今後の安定的な財政運営の観点からも、また、財政調整基金の残高からも困難であると考えております。

教育行政について、お答えいたします。

生徒指導規程についてであります。

生徒指導規程は、文部科学省からの通知「児童生徒の規範意識の醸成に向けた生徒指導の充実について」において、

- ・ 生徒指導上の対応に係る学校内のきまり及びこれに対する指導の基準をあらかじめ明確にしておくこと
- ・ あらかじめ児童生徒または保護者等に対して明示的に周知徹底すること

等に基づき、児童生徒全員が安全な学校生活を送るとともに、

児童生徒一人一人の規範意識や自律心を高めるために、各中学校区

で基準を揃えながら、各学校が作成しております。

このことから、「子どもの権利条約」、「国連子どもの権利委員会からの勧告」に照らしても、問題はないと考えております。

内容を見直す際には、子どもを取り巻く社会環境や、生徒児童、保護者の意見も参考にしています。なお、生徒指導規程の中に、「下着の色」との表現がある場合は、シャツやブラウスの内側に着る肌着についてであり、華美な色や柄の下着が透けて見えることによる風紀の乱れを防ぎ、児童生徒が学校教育の場にふさわしい生活を送るためのものであります。学校では、子どもたちのプライバシーに最大限配慮しており、こうした規程は、各学校が教育的視点をもって定めているものであり、プライバシーの侵害や人権侵害などに結びつくとは考えておりません。

次に、福山市の中学生の逮捕についてであります。

今年度、6月22日現在の逮捕者数は、2名です。

逮捕に至るまでのプロセスは、暴力行為や器物破損等の問題行動で、警察対応をする場合、校長等が警察へ連絡し、警察が来校し、本人及び関係者から事情を聴き取った上で、内容によって指導で留まる場合や逮捕に至る場合もあります。

暴力行為等により、警察対応して逮捕された場合は、継続的に本人と面談したり、保護者と連携したりする中で、自分の行動や生活を見つめ直させるとともに、本人を取り巻く環境である学校の荒れや交友関係を改善する取り組みを行っております。

また、「少年サポートセンターふくやま」と連携し、非行や不良為の補導、相談をきっかけに、少年育成官と教育委員会が協力して、「コミュニケーション習得のための体験活動」「個の課題に応じた学習支援」に取り組んでおります。